

中近世移行期における村落内地域単位の変容過程

— 下野国大芦川・南摩川流域における「内」を事例として —

田中 達也

- I. はじめに
- II. 「内」と宮座
- III. 「内」の変質と消滅
 - (1) 「イッケ」の形成と坪
 - (2) 集落の再編と「宿」
- IV. 堀之内の機能
 - (1) 戦国期の郷と堀之内
 - (2) 上南摩郷の堀之内と南摩氏
 - (3) 堀之内の機能
- V. おわりに

I. はじめに

村落を構成する基本的な単位の検討は、現在の村落ばかりでなく、中世や近世など歴史的な村落景観や村落社会の様相を明らかにしていくうえでも基礎的な作業であることから、歴史地理学をはじめ、民俗学や歴史学といった隣接する学問領域においても豊富な事例研究が蓄積されてきた。これらの研究において、いち早く注目され、中心的な素材とされてきた村落内地域単位が、今日では耕地・屋敷・山林原野の一区画、村内区分、地字名など多様な意味内容をもつ用語となっている「垣内」であった。

民俗学においては、柳田国男や直江広治が、垣内の地形的位置やその言葉が示す意味内容を類型化し¹⁾、垣内の原初形態を、農耕適地として古くから占拠されていた部落の周囲に成立した、耕地ならびに付属草地を囲んだ新開墾の一区画とし、垣内を私的土地所有発展

の核となる存在として位置づけた。また、歴史学の立場から、水野章二は平安期の垣内について検討し、公的支配の対象にならない畠地・屋敷地として、開発の遅れた地域や水田化が困難な地域を対象に開発された区画であったことを明らかにした²⁾。

垣内を対象とした村落内地域単位の研究が、文書史料により平安期からその存在が確認できる畿内を主な対象地域としていたのに対して、東国や九州など畿内以外の地域において、中世史料に頻出し、村落の歴史的景観を解明する鍵として位置づけられてきた村落内地域単位は「在家」であろう。東国村落を対象とした在家研究の代表的な成果としては、主に東北地方の在家関連史料を包括的に検討した菅田慶恩の論考がある³⁾。菅田は、百姓名がほとんど発達せず、在家体制が中世を通じて存続したことを東国在家の特質とし、田を含まない古典的の在家から田に対する請作権が確立した農業経営体である田在家への進展過程を明らかにした。しかし、歴史学の立場からの在家研究の多くは、在地領主層や社寺に伝存する文書史料を基にした検討であったことから、主たる関心は在家支配のあり方を通じた領主制の特質の考察へと向けられる傾向にあり⁴⁾、多様な側面をもつと考えられる在家の全体像を把握するためにはさらなる研究の深化が必要であると思われる。

また、歴史地理学的な立場から、東国における在家の実態解明を試みた研究事例として、谷岡武雄による天竜川下流域の中世荘園

に関する研究や⁵⁾、長井政太郎の米沢盆地における寺社領在家の景観復原⁶⁾、岡村光展の胆沢扇状地における散居集落の形成過程の考察⁷⁾がある。これらの研究は、現在残る地名、景観、社会諸関係を遡及的に検討することにより、史料上の在家の背後に存在する中世村落の実態とその基礎構造の究明を目指したものであった。しかし、東国を対象とした歴史地理学的手法に基づく中世村落の遡及的研究は未だ数少なく、しかも中世史料がまとまって残存する地域や、現在でも散居が卓越するという特徴的な集落景観をもつ地域に限定される傾向にあった。

一方、茨城県の猿島台地など関東各地の村落を事例に、近世村落の景観や生活組織の復原的研究を行った木村礎らは、現在でも地名や村落組織の名称として生き続け、生活の枠組みとなっている微小地域単位を、近世村落の実態やその形成過程を解明する鍵として重要視している。そのなかで、斎藤弘美は、微小地域単位の一事例として「坪」の実態を明らかにするとともに、それが近世の村の中で成長・分化した結果成立したものと位置づけている⁸⁾。また、原田信男は、やはり猿島台地に位置する村落の事例研究から、坪に先行する微小地域単位として「構」の存在を指摘した⁹⁾。これらの研究は、成立期が近世初期、さらには中世後期にまで遡れる微小地域単位を現地調査により検出し、その実態を明らかにしたものであったが、坪以前の微小地域単位の実態や、坪への展開過程、在家など東国の中世史料に広くみられる微小地域単位との関連性の検討は課題として残されている。

中世の村落を視覚的に捉える素材となる絵図史料に恵まれない東国を対象に、近世以前の村落の具体的な様相を明らかにするためには、やはり在家など史料に頻出する村落内地域単位の姿を、現地の景観と照合しながら具体的に描いていく一方で、今日の地名や村落組織の名称に残る歴史的な村落内地域単位を

広く収集し、その実態を把握するとともに、その形成過程を遡及的に検討する事例研究の蓄積が必要であり、両者の成果が有機的に結びつくことにより、村落内地域単位の史料上での様相が、実態のいかなる側面を示したものであるのかをより明確にすることができるようになる。

また、筆者はこれまで、武蔵や越後など東国の村落を事例に、中近世移行期における耕地開発や、それにとまなう集落の形成・再編成の様相を、集落内部の社会構成に目を向けることによってより具体的に示す試みを続けてきた¹⁰⁾。そのなかで、集落・耕地景観の再編成期である中近世移行期が、村落内社会秩序の変動期であるとともに、組・坪・曲輪といった、村落内での社会生活の枠組みとして今日にまで引き継がれる地域単位の形成期であったことを示したが¹¹⁾、村落内地域単位に焦点を絞り、とくに近世以前の様相を明らかにすることにより、その変遷過程を詳細に検討するまでには至らなかった。

そこで、本稿では、東国における歴史的な村落内地域単位の一事例として「内」に着目し、栃木県鹿沼市域の大芦川やその支流の南摩川流域に位置する村落を対象に、「内」と集落景観や村落組織との関わりについて検討する(図1)。語尾に「内」を付して「○○内」「○○の内」と表現される「内」は、畿内における垣内と同じく、本稿でとりあげる栃木県をはじめ、関東地方から東北地方にかけて、小宇などの地名、あるいは集落名として広くみられ、垣内と同様に人名を冠したもののや方位、地形を示すものなど様々な名称が存在する。しかし、事例研究によるその実態の解明や、これまで提示されてきた村落内地域単位との関連性の検討はほとんど成されていない¹²⁾。この「内」を復原的に検討することにより、中世史料がほとんど残されていない地域における近世以前の村落の具体的様相と、近世村落への変容過程を明らかにするこ

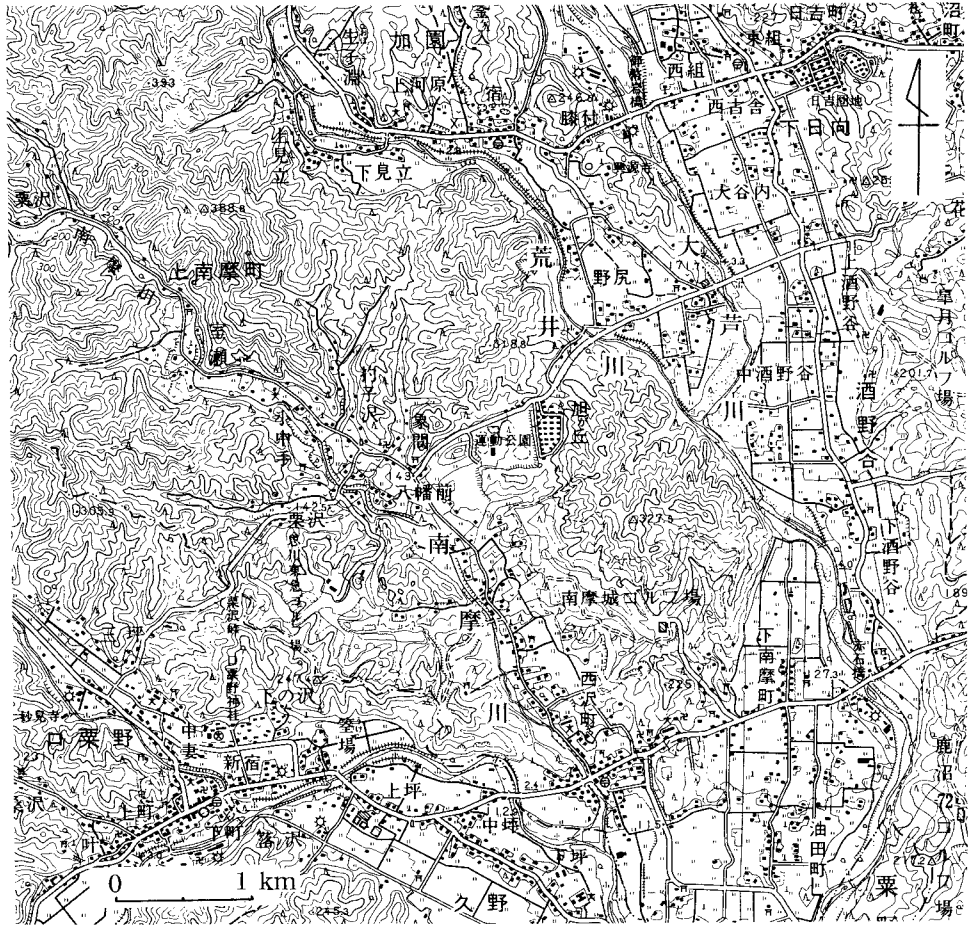


図1 研究対象地域図（国土地理院発行5万分の1地形図「鹿沼」を90%に縮小して使用）

とを本稿の目的としたい。

また、対象地域における「内」に関する先行研究としては、伊藤寿和による「堀之内」の復元的検討がある¹³⁾。堀之内は、中世における在地領主の居館所在地を示す地名として知られ、在地領主制下での東国村落の特質を明らかにする鍵として、本稿で検討する「内」のなかでも例外的に広く検討の俎上に載せられてきた。例えば、小山靖憲は、水堀による灌漑用水支配を背景とした堀之内の勸農機能が在地領主による村落支配に重要な役割を果たしたとし¹⁴⁾、峰岸純夫は用水統御機能をもつ居館を拠点とした水田開発によって「領主型村落」が形成されたことを指摘した¹⁵⁾。彼らの提唱した「堀之内体制」論に対しては、

水堀の形成時期に対して異論が提出され¹⁶⁾、さらに、伊藤のように、農業用水との関連以外の面から堀之内の立地や機能を説明しようとする論考もみられるが、それらを含めて多くの研究が、復元した堀之内の様相を手がかりにその機能を明らかにし、そこから在地領主制の基盤を見出そうとする方向性をもつものであった。本稿においては、伊藤の成果を継承しつつ、堀之内も数ある「内」の1つとして位置づけ、「内」を広く検討していくなかで堀之内の特徴、あるいはその機能について再検討し、対象地域における中世村落の様相を明らかにするための一助としたい。

本論の構成は、第Ⅱ章では、大芦川左岸に位置する酒野谷地区を事例に、検地帳などの

史料を用いて中世末期における「内」の様相を概観するとともに、「内」と集落景観や村落組織との関わりについて検討する。第Ⅲ章では、「内」の近世における変質過程と、それともなう村落景観の変化について、酒野谷地区や周辺村落を事例として検討する。第Ⅳ章では、堀之内に焦点を絞り、酒野谷など大芦川流域に位置する郷村における堀之内の様相を提示するとともに、堀之内に関連する近世史料が存在する上南摩郷を事例に、堀之内の機能的な側面について検討する。

Ⅱ. 「内」と宮座

酒野谷地区は、大芦川と荒井川の合流点東部に位置し、これらの河川によって形成された狭小な平野上に集落が営まれている。江戸時代初期に上酒野谷・下酒野谷の2村に分郷されるまで、酒野谷郷という1つの郷村を形成していた。地区の南部に鎮座する稲荷神社の由緒には、当初は酒野谷に居住する島田加茂なる者の氏神であったが、後に大字一同で祭典を執行するようになったとあり¹⁷⁾、分郷以前からの郷鎮守としての性格を備えた神社であったことが窺える¹⁸⁾。

稲荷神社は、中世以来の系譜を引くとされる宮座組織を今日も残す神社として知られている¹⁹⁾。この宮座の構成を示す史料としては、天正元年(1573)と記載された「宮座書上」、文禄4年(1595)と記載された「稲荷祭礼座居次第」、さらに宝暦10年(1760)の「稲荷大明神座人書上」などがある²⁰⁾。これらの史料において、とくに注目されるのは、宮座の構成単位の大部分が「内」と記載されていることである。その内訳を示した表1をみると、16の「内」に神田免を加えた17座居によって宮座が構成され、文禄期には各「内」ごとに1人の座人が存在したことがわかる。

先学によると、天正・文禄の宮座史料は偽文書とされている²¹⁾。しかし、分郷以前の文禄3年(1594)に作成された検地帳をみると²²⁾、

表1 稲荷神社の宮座における「内」の構成(1595)

	座居	座人	役職	宝暦10年の座人書上における姓名
1	善久内	右京	年寄	大野右京
2	孫二郎内	兵庫		森田兵庫
3	内方内	五郎兵衛		内方五郎兵衛
4	堀之内	左京助	名主	大門左京之助
5	代官内	豊後		加藤豊後・橋本彦右衛門・文挾彦八
6	代之内	甚六郎		亀田甚六郎
7	岡之内	次郎右衛門	年寄	田野井次郎右衛門・高山源兵衛
8	中之内	大学		石川大学
9	中根内	力之助		金井力之助
10	同前内	民部	年寄	大門民部
11	六右衛門内	市之助		川津市之助
12	橋本内	四郎兵衛		山野井四郎兵衛
13	吉そへ内	五郎右衛門	年寄	福富五郎右衛門
14	とう木内	与右衛門		根本与右衛門
15	下寺内	弥右衛門		下寺弥右衛門
16	杉木内	嘉茂之助	年寄	嶋田加茂之助
17	神田免	勘ヶ由		宇賀神勘ヶ由

(高山輝雄家文書「稲荷祭礼座居次第」より作成)

注) 表中の番号は図2中の番号と対応している。

宮座史料に記載される「内」が地字として記載され、その「内」の座人が名請人となっている事例が多く見出される(表2)。また、「内」の座居をめぐる近世中期の史料も存在する²³⁾ことから、当時の宮座が「内」によって構成されていたことが確認できる。これらのことから、天正・文禄の宮座史料自体は後に作成されたものではあるが、それらは中世末期から近世初期にかけての、「内」の連合体によって運営される郷鎮守の宮座の姿を再録したものであり、「内」が近世以前の郷村の基本的な構成単位であるとともに、各「内」の座人が当時の郷村社会の主要構成員であったことを示すものと捉えられる。

宮座史料に記載される「内」のなかで、現在、地名として確認できるのは「堀之内」「岡之内」「中根(中根内)」「吉添(吉添内)」「橋本(橋本内)」「内方(内方内)」「杉本(杉木内)」であり、屋号として残存するのは「ウチカタ(内方内)」「ダイ(代之内)」である。図2は、これらの情報に宝暦10年の書上にみられる姓名を手がかりにした聞き取り調査を加えて、宮座史料に記載される各「内」の座人の屋敷数を比定したものである²⁴⁾。

表2 文禄3年検地帳における「内」地名の耕地状況と名請人（1594）

地名	名請人	地目別の面積	※
孫次郎内	甚四郎	上田2反2畝20歩 中田2反8畝16歩 下田3反2畝27歩 上畑1反6畝 中畑3反21歩 下畑1反2畝26歩	○
	兵庫	上田1反6畝10歩 下畑3反6畝11歩	
内方	五郎兵衛	上田3反9畝7歩 中田1反1畝4歩 下田9畝8歩 上畑4反9畝10歩 中畑2反5畝17歩 下畑3反5歩 (不明あり・1筆)	○
	左京之助	中田1反9畝14歩 下田2反12歩 下畑7畝5歩	
	新三郎	(不明あり・1筆・6畝12歩)	
	図書 兵庫	下畑2反3畝14歩 下田2反1畝22歩 上畑1反4畝11歩 下畑1反8畝1歩 (不明あり・2筆)	
ほりノ内	勘六郎	(不明あり・2筆・うち1筆は2反1畝10歩)	○
	左京之助	上田5反3畝6歩 下田1町2畝22歩 上畑1町7畝 中畑1反9畝11歩 下畑9反4畝24歩 (不明あり・7筆・うち2筆で4反5畝23歩)	
代官山	藤次郎	上畑2反2畝20歩 下畑1反6畝3歩	○
	豊後	下田4反2畝12歩 下畑1反22歩	
代ノ内	左京之助	下畑6畝18歩	○
	新六郎	下田2反7畝6歩 中畑1反6畝23歩 下畑4畝27歩 (不明あり・1筆)	
	四郎左衛門	下畑1畝5歩	
	甚六郎	下田1畝18歩	
岡ノ内	源兵衛	中田2反29歩 下田5反1畝20歩 永不田3畝24歩 上畑1反18歩 下畑8畝23歩	○
	二郎右衛門	上田7反2畝26歩 中田1反17歩 下田4反7畝23歩 上畑2反7畝16歩 下畑1反9畝	
	彦右衛門	下田1反1畝13歩	
	彦八郎	下田1反5畝13歩	
中ノ内	かけゆ	下畑3反5畝17歩	○
	大学	上田1反1畝18歩 中田2反3畝3歩 下田1反7畝18歩 上畑3反9畝5歩 中畑6畝15歩 下畑5反6畝28歩	
とうせん内	民部	下畑3反8畝20歩	○
六郎右衛門内	市之助	下畑2畝22歩	○
橋本内	四郎兵衛	下畑5畝22歩	○
	新五郎	下畑3畝	
	右京之助	下畑1畝6歩	
吉添	五左衛門	下畑3畝	
とう久内	与右衛門	上田2反7畝18歩 中田4反4畝20歩 下田7反3畝21歩 上畑6反2畝8歩 中畑3反4畝14歩 下畑9反3畝15歩	○
	右京之助	上田3反4畝23歩 中田3反1畝10歩 下田1町9反5歩 上畑1反4畝20歩 中畑1反6畝22歩 下畑3反1畝16歩	
	大学	上田1反1畝 中田6反9畝6歩 下田4反6畝24歩 上畑2反4畝12歩 中畑1反1歩	
	兵庫	下田2畝22歩 下畑6畝5歩	
	市之助	下田1畝10歩	
	二郎右衛門	上田1反9畝15歩	
	下寺	円明寺	
	弥右衛門	下田5反9畝29歩 中畑2畝6歩	○
杉本	かも之助	下田3反2畝27歩	○
神田免	かけゆ	中畑1反3畝20歩	○
悪戸内	かけゆ	下畑9畝10歩 (不明あり・1筆)	○
	五郎兵衛	下田9畝26歩 下畑4畝19歩	
	左京之助	(不明あり・1筆)	
	四郎左衛門	下田2畝13歩	
	四郎兵衛	中畑1畝18歩	
	新兵衛	下田1畝27歩	
	内蔵之助	中田2反3畝5歩 下田4反8畝9歩 上畑2反9畝5歩 中畑1反12歩 下畑4反22歩	
	彦右衛門	中田1反7畝4歩 下田1町2畝11歩 上畑3畝28歩 中畑2反4畝11歩 下畑8反17歩	
	彦八郎	下田1町2畝20歩 中畑6畝4歩 下畑1反5畝11歩	
	兵庫	下田8畝24歩	
	豊後	下田3反3畝15歩 下畑1町1反6畝28歩	
	与右衛門	下畑2畝8歩	
辻ノ内	彦八郎	上畑9畝2歩	

(森田浩充家文書「下野国落合庄酒谷郷御検地水帳」より作成)

注) ※欄の○は「稻荷祭礼座居次第」にその「内」の座人として記載される人名である。

検地帳には地目や面積が記載されていない箇所が存在するため、表では(不明あり)とし、その内訳を示した。

表中の破線より下の段は検地帳に記載される宮座の座居以外の「内」地名である。



図2 「内」座人の屋敷地

(東大芦地区全図其ノ五(昭和10年頃), 高山輝雄家文書「稻荷祭礼座居次第」および聞き取りにより作成)

注) ・「内」を示す番号は表1・図3の番号と対応する。

・「とう木内」「下寺内」「杉木内」は不明。また、「中之内」の石川家は現存しない。

これをみると、各「内」に比定される屋敷の分布域は、「代官内」「岡之内」「中根内」の3つの「内」の所在地域とその他の「内」の所在地域の2つに大きく分けることができ、両者とも比較的狭い範囲内に南北に連なって「内」が点在していたことがわかる。

酒野谷地区には、旧河道跡とされる帯状の低地が地区東部の丘陵地帯に沿って地区を南北に貫いていた²⁵⁾。また、地区西部には小規模な段丘崖が大芦川に並行して複数存在しており、大芦川が乱流していた痕跡も図2から看取できる²⁶⁾。「内」に比定される屋敷が旧郷域中央部の帯状の地帯に集中するのは、地形条件を反映して、安定した高位の段丘面に立地しているためである。

福島県阿武隈山地西麓地域を事例に、集落呼称の一例として「内」に言及した山口弥一郎や、茨城県八郷町を事例に、集落の居住形態の類型化を試みた伊藤毅らは、「内」を周囲を傾斜地で囲まれる谷頭部や山麓に存在するという、集落立地の地形的な特性に由来する呼称として捉えている²⁷⁾。しかし、酒野谷地区における「内」の立地は、山口や伊藤が提示した要件には該当せず、「内」が地形的な特性に由来する地域単位呼称として限定的に用いられたものであるとは必ずしも言えないことを示している。

文禄3年検地帳における「内」地名の耕地状況と名請人をまとめた表2をみると、多くの「内」地名には田畑ともに存在しており、

その面積も数畝程度のものから数町に及ぶものまで多様である²⁸⁾。現在では、大芦川から下日向地内の「元堰」で取水する用水によって、屋敷が立地する段丘面も水田が卓越するが、文禄期には、屋敷が立地する段丘面の全面的な水田化は達成されておらず、畑が広範に存在していたと考えられる。

さらに、各「内」の名請人をみると、多くの「内」地名で、座人が名請けする耕地が最も広いことがわかる。「岡之内」を事例に、その名請人の所有耕地をみると(表3)、「岡之内」を名請けする4人のうち、宝暦の書上で座人とされている二郎右衛門・源兵衛の2人が「岡之内」の耕地を広く名請けしているばかりでなく、この2人は「岡之内」を主要耕地としていたことがわかる。これに対して、彦右衛門・彦八郎の2人は、「岡之内」以外の耕地をより広く名請けしている。これらのことから、文禄期においても、宮座の座人は、自らが居住する「内」の耕地を農業経営の基盤としていたと考えられる²⁹⁾。

誉田慶恩は、古典的在家から田在家への進展過程のなかで、在家への田畠の内付が強化され、在家の農業経営単位化が進行するとともに、「某在家」が「某内」とも表現されるようになったと指摘している³⁰⁾。宮座史料や検地帳にみられる文禄期の「内」の姿も、既に分解期の様相を呈しているが、郷村社会を構成する単位であるとともに、耕地と屋敷とが1つの「内」として結合した農業経営単位と

表3 「岡之内」名請人の所有耕地(1594)

源兵衛			二郎右衛門			彦右衛門			彦八郎		
岡ノ内	中田	2反 29歩	岡ノ内	上田	7反2畝28歩	岡ノ内	下田	1反1畝13歩	岡ノ内	下田	1反5畝13歩
	下田	5反1畝20歩		中田	1反 17歩	懸戸内	中田	1反7畝4歩	懸戸内	下田	1町 2畝20歩
	永不田	3畝24歩		下田	4反7畝23歩		下田	1町 2畝14歩		中畑	6畝4歩
	上畑	1反 18歩		上畑	1反6畝		上畑	3畝28歩		下畑	1反5畝11歩
	下畑	8畝23歩		下畑	1反9畝		中畑	2反4畝11歩	上寺	下畑	8畝3歩
上寺	下畑	1畝	とう久内	上田	1反9畝15歩	上寺	下畑	8反 17歩	大ノ免	下田	12歩
						大ノ免	下畑	7畝6歩		下畑	17歩
							上田	2反8畝11歩	辻ノ内	上畑	9畝12歩
							下田	1反5畝16歩			
							下畑	1畝			
	屋敷	1反4畝20歩		屋敷	2反7畝15歩		屋敷	1反1畝12歩		屋敷	1反1畝12歩

(森田浩允家文書「下野国落合庄酒谷郷御検地水帳」より作成)

しての側面を有する村落内地域単位であった名残を窺い知ることができるものである。

また、近世初期の酒野谷郷には、入会山である「郷山」とは区別され、特定の田地と密接に結合し、その田地の所有者によって排他的に用益される「田地付之山」が存在していた³¹⁾。「内」の耕地と山林との直接的な関係を示す史料はないが、「田地付之山」という形態の山林の存在は、耕地と屋敷が密接に結びついた「内」が、再生産に不可欠な山野をも含み込んだ農業経営単位であったことを示唆するものであると言えよう。

Ⅲ. 「内」の変質と消滅

(1) 「イッケ」の形成と坪

酒野谷地区の宮座関連史料において、近世中期以降、「内」の記載はみられなくなり、現在も「内」は宮座の構成単位ではない。現在、稲荷神社の祭礼を運営しているのは、21軒によって構成される「ムットウ」と呼ばれる組織である³²⁾(図3)。「ムットウ」とは、宮座を構成する家をグループ化し、6つの当番に分けて祭事を担当させることに由来するものであり、酒野谷地区を上中下の3つに分割し、各地区2組ずつで計6組となっており、各組に3、4軒が所属している。

次にあげる享保5年(1720)の史料は、17座の1つである「岡之内」の近世中期における様相を具体的に示すものである³³⁾。

稲荷祭礼座居証文之事

一、此座之儀村御役人御立合ニ而相定申候

半分 彦兵衛

岡之内座居

半分 市郎兵衛

源左衛門

一、源左衛門分之座源左衛門七分そゑ方三分ニ相定申候、重而互ニ違乱不申右御定之通り急度相守可申候、仍座居証文如件

享保五年子ノ二月朔日

七分 源左衛門 (印)

三分 長 作 (印)

同 善兵衛 (印)

同 源太郎 (印)

此通り之証文与次兵衛惣右衛門方ニも御座候

名主 彦兵衛 (印)

年寄 又左衛門 (印)

同 弥五兵衛 (印)

同 次郎右衛門 (印)

源左衛門殿

文禄期には座人が1名であった岡之内の座居は、近世中期には大きく2つに分割され、半分は彦兵衛、半分は市郎兵衛と源左衛門によって担われていたことがわかる。さらに、源左衛門分の座居は、源左衛門とその他3名によって分割されている。これより、近世中期には、「内」に対応して座居数は固定されているが、実際には各座居が分割され、より多くの家に宮座が開放されていたとみるべきであろう。

享保5年の史料と宝暦10年の座人書上を対照すると、彦兵衛は田野井氏、市郎兵衛と源左衛門は高山氏であると考えられる。田野井氏と高山氏は、かつてはともに岡之内に屋敷を有しており、墓地も同じ場所に存在する。詳しい経緯は不明ながら、文禄検地帳に(高山)源兵衛と(田野井)次郎右衛門の両名が岡之内の名請人として記載されていることから、高山氏と田野井氏とによる座居の分割も同時期近くまで遡りうると考えられる³⁴⁾。

次に、岡之内の半分の座居を分け合う市郎兵衛と源左衛門、さらにその他数名についてみると、酒野谷における高山姓は、そのほとんどが1つの「イッケ(一家)」の構成員となっている。イッケとは、この地域における同族組織の呼称であり、イッケウジガミを祀る単位となっている。高山イッケでは、イッケウジガミとして神明社を祀っており、参加者が決められた座に着いて祭礼を執り行う座

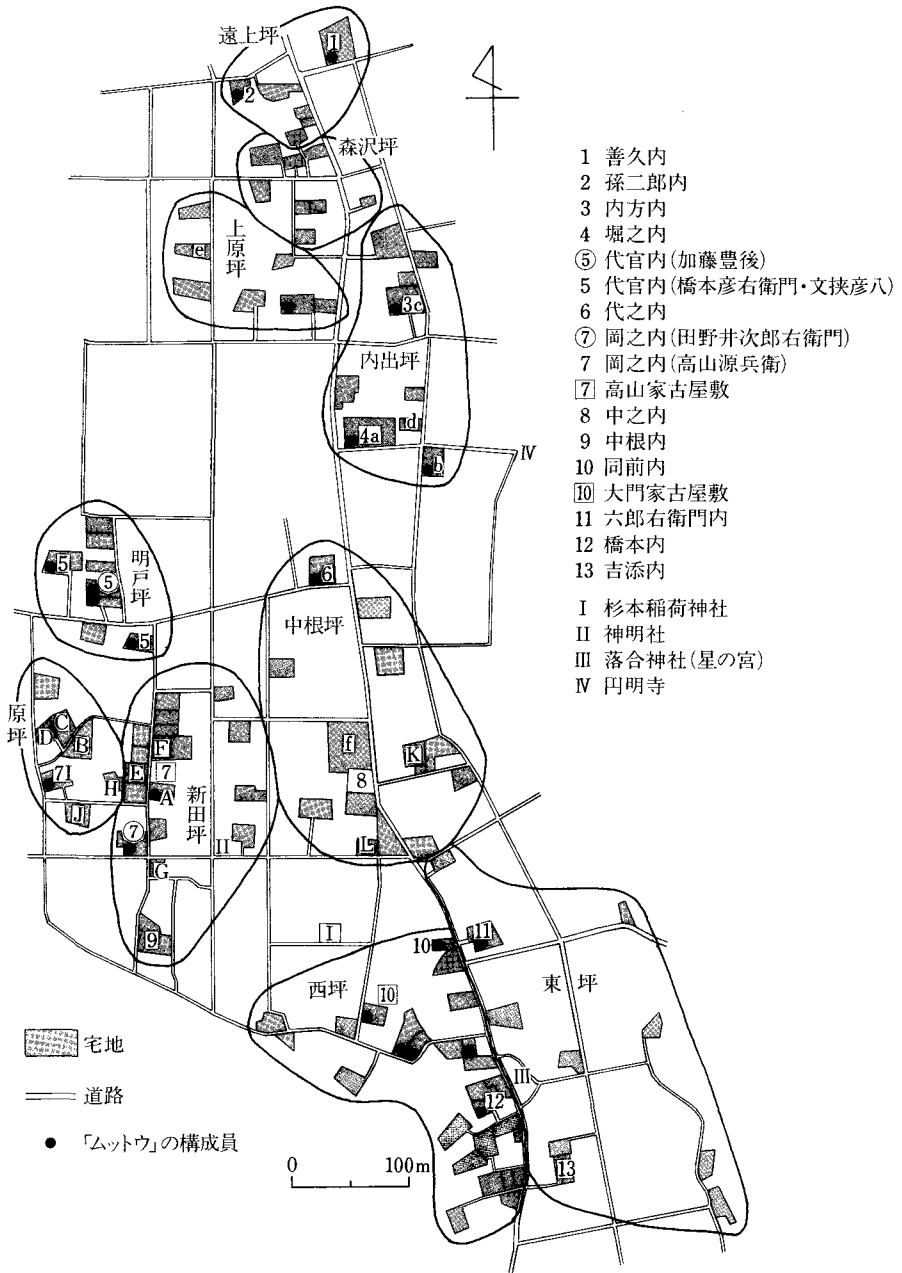


図3 酒野谷地区の社会組織と「内」

(高山輝雄家文書「稻荷祭礼座居次第」および聞き取りにより作成)

注)・「内」を示す番号は表1・図2の番号と対応する。

・図中のアルファベットは図4・図5中のアルファベットと対応する。

祭りを今日にまで残している。

図4に、高山イッケの座祭りの座順とその本分家関係を示した。このうち、AとIは、ムットウに加入している家であり、イッケウ

ジガミの祭礼もこの2軒にBを加えた3軒が中心となって執行されている³⁵⁾。また、その座居は、本分家関係によって2つにグループ化されており、座順も本分家関係に従ってい

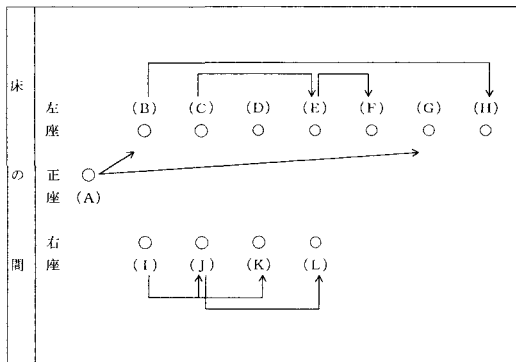


図4 高山イッケの座祭りにおける座順と本分家関係（聞き取りにより作成）

注) 図中のアルファベットは図3中のアルファベットと対応している。
 図中の矢印は本分家関係を示す。なお、(D)家については聞き取り調査では本分家関係が確認できなかった。

ることがわかる。文政期の史料では、高山市郎兵衛(A)と高山源左衛門(I)の2軒を中心に座順が構成されており³⁶⁾、神明社に存在する明治10年(1877)の棟札でも同様に2軒を中心とした人物記載がみられることから、近代初期まで高山イッケの座祭りは2軒が中心となって行われていたことがわかる。

聞き取り調査によると、この2軒は兄弟が分立したものであると伝えられており、かつては2軒の屋敷地も隣接していた。これより、稲荷神社祭礼における岡之内の座居や、氏神の祭礼における座居がこの2軒に分割された契機は、兄弟による分割相続であったと考えられる。また、享保5年の史料において、源左衛門と座居を分け合う3人のうち長作は、文政期の史料にも源左衛門の次座に記載されており、源左衛門の分家であると考えられる。こうしてみると、享保期における岡之内の座居のうち、高山イッケによって担われる半分は、高山イッケの本分家関係に対応して分割されており、実質的にはイッケによって担われるものへと変化していたことがわかる。

岡之内の高山氏以外にも、酒野谷では広くイッケの存在が認められ、分家のなかには、「ムットウ」の承認を得て、正式に稲荷神社

の座入を果たした家も存在する³⁷⁾。このように、分家の創出とそれにとまなうイッケの形成とともに、稲荷神社の宮座において中世以来引き継がれてきた「内」という概念は徐々に失われていったと想定される。

現在の酒野谷地区における自治組織は、地区全体を上酒野谷・中酒野谷・下酒野谷の3つに大きく分割し、それぞれに2つの区(連絡区)が置かれている。各区はさらに2~4の班から成っており、各班は4~8戸で構成されている。この区と班からなる自治組織は第二次大戦中に編成されたものであり³⁸⁾、それ以前には「坪」が大字内部を区分する地域単位として機能していた³⁹⁾。酒野谷地区に限らず、周辺村落においても、江戸時代の石仏あるいは民間信仰に関する石塔類に、造立主体である講組織の構成単位として坪名が記載されている事例を数多く見出すことができ、坪が近代以前から地縁的な生活組織として存在していたことを窺い知ることができる⁴⁰⁾。

酒野谷地区における坪の名称は、上酒野谷が内出・上原(原)・森沢・遠上、中酒野谷が中根・明戸(悪戸)・新田、下酒野谷が西(西部)・東(東部)であり⁴¹⁾、下酒野谷を除くと、各坪は概ね坪を構成する屋敷が存在する地名(小字)を冠して呼ばれていた(図3)。酒野谷地区においては、坪の名称は宮座の構成単位であった「内」の名称とは合致しておらず、坪が単に「内」を継承したものではなかったことを示している。

「内」から坪への変遷過程の具体例をあげてみると、内出坪の範囲内には、堀之内と内方内の2つの「内」が存在した。宮座書上には、大門左京亮と内方五郎兵衛がそれぞれ座人となっているが、現在、「ウチカタ」を屋号とし、ムットウの構成員となっている家も大門姓である。内出坪に存在する5軒の大門姓は、いずれも上大門イッケの構成員であり、大門左京亮の末裔とされる家が総本家である⁴²⁾。上大門イッケの形成過程を示した図5を

みると、大門越前守の子息5人のうち、長男の左京が越前の跡を継ぎ、次男以下4人が別家している。このうち、三男の平右衛門が内方に別家しているが、系図⁴³⁾には、平右衛門は内方五郎兵衛の子息であったが、大門越前の養子となり、その後、内方の跡を継いだ際に大門姓を称するようになったとある。近世

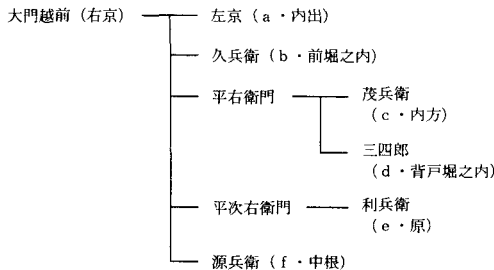


図5 上大門イッケの系譜（大門正弘家所蔵系図及び聞き取りにより作成）

注）図中のアルファベットは図3中のアルファベットと対応している。また、アルファベットの後に記載されているのは屋号である。

初頭における大門氏の活発な分家創出と、それともなう上大門イッケの形成過程のなかで、内方内は上大門イッケに吸収され、上大門イッケを中核とする内出坪が立ち現れてきたのである。この事例から、イッケの形成により「内」が拡散、再編されるなかで、新たな生活単位である坪が形成され、それともない「内」を村落社会の構成単位とする考え方も消え去っていったと考えられる⁴⁴⁾。

（2）集落の再編と「宿」

酒野谷地区に存在した坪のなかでも、新田・原・宿（東）の各坪は、耕地開発や新集落の形成にともない成立した坪であることを窺わせる呼称を冠している。このうち、耕地開発に関わる名称をもつ新田坪は、道路の両側に家が配置されており、他の坪とは異なる集落景観を呈している。また、宿（東）坪は、近世の石塔には「新屋舗」とも記載されており、やはり新しい集落による坪であったこと

を示している。これらの坪の存在は、イッケ形成による「内」の拡散とともに、新集落の形成が「内」を基本的な構成単位とする集落景観・村落組織に大きな変化をもたらすものであった可能性を示唆している。そこで、本節では、新集落の形成にともなう村落景観再編の具体的様相と、そのなかでの「内」の行方を、酒野谷と同様に平地上に集落が展開する下南摩郷を事例に検討する。

南摩川下流域から大芦川にかけての一带には、寛永14年（1637）の分郷によって西沢・新田・油田の3村に分割されるまで、下南摩郷という1つの郷村が存在していた。文禄3年（1594）の下南摩郷検地帳には、字名として実に50以上もの「内」地名が記載されている⁴⁵⁾。しかし、現在小字として残る「内」地名は、西沢・新田・油田を合わせてもわずかに12に過ぎず⁴⁶⁾、酒野谷地区と同様に、多くの「内」地名は消滅してしまっている。

一方、旧下南摩郷域において、集落が立地する場所の小字として特徴的なのは「宿」地名であり、新田に「上宿」「宿」「新宿」が、油田には「上宿」「下宿」が存在する。また、西沢には小字として「古宿」がみられるほか、栗野村へと通じる道路沿いの集落が「宿」と通称されている。これらの「宿」集落は、西沢の「古宿」を除いていずれも道路の両側に短冊型の地割をもつ屋敷地が連続する路村の景観を呈している（図1参照）。

文禄3年の検地帳では、「宿」地名はわずかに「古宿」がみられるのみであるが、同検地帳には、屋敷所在地名として「あらやしき」の記載があり、当時既に新集落形成の動きがあったことを示している⁴⁷⁾。また、「油田村旧記」には、油田の宿集落は慶安4年（1651）に町立てされたとある⁴⁸⁾。さらに、寛文2年（1662）の「下野国都賀郡南摩領新田村検地水帳」⁴⁹⁾には、地字として「下宿」が記載され、新田村の新集落が「宿」と称されていたことが確認できる。以上より、旧下南摩郷域

の宿集落は、戦国末期から近世初頭にかけて相次いで建設され、遅くとも寛文期には現在みられる様相を呈していたと考えられる。

宿集落の形成過程に関しては、「油田村旧記」に「当時本村ヲ以テ日光街道トナスノ計画ヨリ、一戸間口九間位ノ割当ニテ町形ニ家並ヲナサシメタルモノニシテ、其ノ以前ノ住家ハ元屋敷ト称シテ現存セリ」とある。また、新田村、油田村の宿集落は、それぞれ集落を整備したとされる人物の名を冠して九右衛門新田・七右衛門新田とも呼ばれていた⁵⁰⁾。これより、新田・油田の宿集落は、これらの人物の主導の下、計画的に建設された新集落であったことがわかる。

さらに、「油田村旧記」の記載において注目されるのは、その宿立てが、周辺部からの屋敷の移転によるものであった点である。「油田村旧記」に記載される「元屋敷」を、聞き取り調査により追跡すると、油田の宿集落建設を推進した中嶋七右衛門家の元屋敷は、宿集落西方の「西沢」にあり⁵¹⁾、その近辺の「板荷」を元屋敷とする家も複数確認することができた。また、「上宿」に屋敷を構える酒井家は、宿集落東方、酒井イッケの墓地が存在する一帯を元屋敷と伝えている。これらの事例より、元屋敷は1ヶ所にまとまっていたのではなく、周辺部に散在していた屋敷が道路に沿って凝集することにより宿集落が形成されたと考えられる。新田村の宿集落にも、屋敷移転伝承をもつ家が存在することから⁵²⁾、やはり周辺部からの屋敷の移転によって形成された集落であったと考えられる。

旧下南摩郷域における宿集落形成後の集落景観をみると(図6)、集落の立地は大きく山麓末端部と平地(沖積台地)上に大別され、平地上の集落は集村的景観を有する宿集落と、その周辺に広がる散居的な集落とに分けることができる。集村的景観を有する宿集落が、山麓末端部や平地上からの屋敷の移転により形成されていることから、宿集落形成

以前の下南摩郷の集落景観は、山麓末端部や平地上に屋敷が散在する様相を呈するものであり、旧酒野谷郷域と類似する散居的な集落景観であったと考えられる。旧下南摩郷域における多くの「内」地名の消滅は、旧屋敷地の廃絶と新集落の形成による、散居から集居への集落景観の変化と対応するものであったと考えるのが妥当であろう⁵³⁾。

また、図6には、大堀・新堀と呼ばれる大芦川から取水する2つの用水が示されており、西沢を除く郷域の水田がこの2つの用水に大きく依存していたことがわかる⁵⁴⁾。さらに、これらの用水体系の確立が、耕地区画と集落区画との分離を促したことを読み取ることができる⁵⁵⁾。集村化による屋敷凝集地としての「宿」地名の成立は、耕地区画と集落区画の分離によるそれぞれの地名の独立化を意味するものであり、それにともない屋敷と耕地が結合した単位である「内」は消滅していったのである。旧酒野谷郷域においては、屋敷の移動による集落再編が一部の地域に限られ、「内」の景観を継承する散居的な集落景観が残存したのに対して、旧下南摩郷域では、それが広範囲にわたる耕地の再編成と連動することにより、より大きな集落景観の変化へと帰結したと考えられる。

IV. 堀之内の機能

(1) 戦国期の郷と堀之内

近世以前における酒野谷郷の宮座の様相を示す史料からは、各「内」間に序列あるいは階層関係を見出すことはできない。しかし、数ある「内」のなかで、他とは異なる位置づけが必要と思われるのが、名主の大門左京助が座人をつとめる「堀之内」であろう⁵⁶⁾。

大門氏の系譜をみると、大門氏の初代は、宇都宮氏の家臣と伝えられる越前守であり、元亀元年(1570)に堀之内の東方にある円明寺⁵⁷⁾を開基し、慶長4年(1599)に没している。2代目が文禄3年検地帳や宮座史料に記

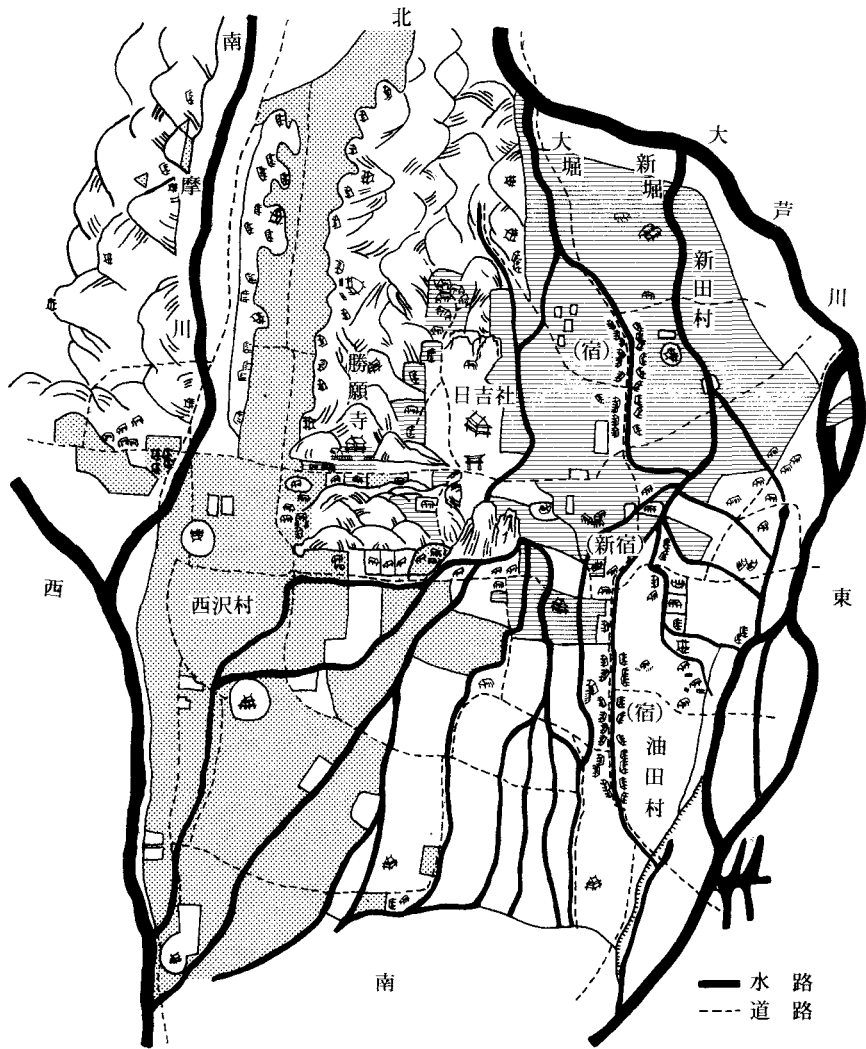


図6 近世初期における旧下南摩郷域の景観
 (阿久津富彦家文書「近世初期下南摩郷絵図」より作成)
 注) 原図が絵図であるため縮尺は省略した。

載される左京助であり、寛永8年(1631)に没したとされている⁵⁸⁾。酒野谷地区の大部分の家は円明寺の檀家であり、越前守の末裔とされる家は開基家として特別の位置にある家柄であった。酒野谷地区においては、堀之内はあくまで郷村を構成する「内」の1つでありながらも、郷村の政治的・精神的中核としての役割を担った家が存在する「内」であったと位置づけることができる。

鹿沼市域における堀之内地名の分布状況

は、既に伊藤寿和によって提示されている⁵⁹⁾。これによると、大芦川とその支流の流域は、市域のなかでも堀之内が最も密に分布しており、酒野谷以外にも6つの村で堀之内地名を確認できる。この地域における堀之内の分布状況をより詳細にみると、近世に複数の村に分割される以前の地域単位である郷に1つの割合で堀之内が存在している事例が多いことに気づく。例えば、大芦川左岸地域では、酒野谷郷の北隣の日向郷⁶⁰⁾にも堀之内が存在す

る。また、南摩川流域には上流部に上南摩郷、下流部に下南摩郷が存在し、各郷に1つの堀之内が存在している⁶¹⁾。

これらの郷村において、酒野谷郷と同様に、堀之内が郷村の中核的な「内」であったであろうことは想像に難くない。事例をあげると、日向郷の堀之内は、鹿沼城主壬生氏の家臣であり、近世以降も堀之内に居住した横手氏の居館と伝えられている⁶²⁾。横手氏は、文亀元年(1501)に日向郷内に松楽寺を再興している⁶³⁾。また、荒井川流域に位置する加園の堀之内は、宇都宮氏の家臣と伝えられ、興源寺を開基した渡辺右衛門尉の居館であったと伝えられている⁶⁴⁾。ここにあげた日向や加園の堀之内も、郷をその支配領域とする戦国末期の小領主の「内」であったと考えられ、後世の軍記物等には、これらの小領主が、宇都宮氏・壬生氏・佐野氏・皆川氏といったより広域を支配する領主に属し、その軍事力の一端を担う存在として時に各地を転戦したことが記されている⁶⁵⁾。彼らのなかには、大門氏や横手氏のように、後北条氏の滅亡や近世の到来以降も堀之内に居住した者も存在し、その場合には村の中核としての地位を維持し続けたと考えられる。

(2) 上南摩郷の堀之内と南摩氏

南摩川上流域をその領域とする上南摩郷⁶⁶⁾にも、やはり堀之内が存在していた。上南摩郷には2つの城跡と「堀之内」「館の越」という中世城館関連地名が存在する。2つの城はいずれも山城で、1つは竜蓋山・瀧沢山と呼ばれる山にあり、麓に「館の越」が存在する。もう1つが城山・堀之内山と呼ばれる山にあり、麓に「堀之内」が存在する。この堀之内に居館を構え、戦国末期の上南摩郷を領していたのが南摩氏であった。

南摩氏の系図によると、戦国末期の当主は28代備前守綱善であり、「館の越」に存在する広厳寺の開基とされている。南摩備前守綱

善は、天正18年(1590)に後北条氏に属して小田原城に籠城、落城後は上南摩に帰農し、慶長3年(1598)に没したとされている⁶⁷⁾。綱善の子の29代泰綱は、鳥居氏に仕えて磐城平に移転し、30代俊綱は保科家に仕えて寛永18年(1641)に会津に転居、以後南摩氏は幕末まで会津藩士として存続した。

南摩氏が上南摩を離れた後の堀之内の状況も、伊藤寿和が既に明らかにしており⁶⁸⁾、本稿では要点のみ整理しておく。南摩氏他出の後、山城跡、堀之内の屋敷地、御名田は村内に居住する「御譜代」たちによって管理され、南摩氏の代替りの際に預り証文が譜代衆から南摩氏へと提出された⁶⁹⁾。上南摩村では寛文3年(1663)に検地が実施されるが、ここでも、南摩氏の屋敷や耕地は個人名ではなく「堀之内」と名請けされ、屋敷1反4畝6歩(3筆)、畠7反8歩(24筆)の地所が旧主の屋敷地・御名田であると再確認された。これらの屋敷・耕地が「堀之内」と名請けされたことは、堀之内が単なる特定の区域を示す地名ではなく、その土地がもつ属性を示す用語として使用されたことを示している。

元禄7年(1694)、上南摩村は分郷し、8給の相給村落となった。その際、寛文検地において「堀之内」分として名請けされた地所は、阿部対馬守知行分の名寄帳に(南摩)弥惣右衛門分として記載された⁷⁰⁾。また、その際、瀧沢御城山畑3反7畝18歩・堀之内御城山畑4反6畝26歩・船ヶ沢山下畑5畝22歩・三貫目上畑4反1畝9歩の4ヶ所を譜代衆が預かることが再確認されている⁷¹⁾。その後、所有者不在により荒廃が進む屋敷山畑は、管理・保全の便を図るために廣厳寺や村内の百姓に売却され、その他の畑は出作されることになった⁷²⁾。その際にも、南摩氏御用の時分には請け返すことが確認されている⁷³⁾。以上のように、上南摩郷の堀之内は、南摩氏他出以降も、譜代衆の合意の下で近世以前の姿が維持されたことがわかる希有の事例であ

り、近世以前の堀之内の様相やその機能、戦国期の在地領主と郷村との結びつきを考察するための恰好の素材となっているのである。

上南摩郷における南摩氏旧臣の有様を示すと、史料上確認できる南摩氏旧臣としてあげられるのは、まず南摩氏の御名田・堀之内屋敷・山畑を管理する主体として登場する23名の「御譜代」である。伊藤寿和によると、その居住地の分布は上南摩郷のほぼ全域に及んでいた⁷⁴⁾。その名字も、大貫・石川・久保田・広田・青木・落合・安生・奈良・駒場・湯沢と、村内に存在する主要な名字をほぼ網羅するものとなっており⁷⁵⁾、南摩氏が上南摩郷の百姓衆を広く自らの下に編成していたことがわかる。

また、「御譜代」とは別に、南摩氏の旧臣であることを示す用語として史料に登場するものに「家来筋」がある。

当村古来南摩備前守領知之節より麻綿漆納申候得共、備前守家来筋之もの村中ニ五人有之、右三品之色成差上不申候、備前守子孫弥五右衛門分共ニ六人持高之内合百貳拾三石余、一村惣高千百九拾石余之内ニ而相除候得者、役料ニ而八無之候、名主給之儀者組々ニ而十分一之引高仕差賄申候⁷⁶⁾

この史料より、南摩備前守の家来筋が村内に5人存在し、彼らは麻綿漆の色成が免除され、南摩氏を含めた6人の持高のうち123石余が一村惣高から除かれるという、村内の他の百姓にはない特権を有していたことがわかる⁷⁷⁾。この5人はいずれも譜代衆23人に含まれる者たちであるが、近世には名主・年寄を勤め、村の主導的な立場にある百姓であった。また、この史料において、家来筋がもつ色成免除の特権は、南摩氏在任時代からのものであるとされている。こうした特権を戦国期に領主であった南摩氏によって付与・保証されていたことが、家来筋と譜代衆を分かちつ

の重要な要素であったと想定される⁷⁸⁾。

一、堀之内御屋敷其外御名田預り証文御代々差上申候通滞無御座、当分御屋敷ニ罷在候大貫兵蔵、御山預り申候石川善右衛門、此等迄御名田預り之御加印仕旦那様へ差上ヶ置申候へ者、弥以滞無御座奉存候御事⁷⁹⁾

ここでは、堀之内の屋敷や御名田の預り証文が滞りなく南摩氏の手に残っていることが述べられている。そのなかで、堀之内の屋敷に在住する大貫兵蔵⁸⁰⁾や、御山を預かる石川善右衛門までが加印しているという点に、正当性の根拠が求められている。2人はともに家来筋であり、彼らの主導の下で南摩氏の屋敷や御名田が管理されていたことがわかる。幕末の安政4年(1857)、会津の南摩氏が三貫目畑を請け返したいと伝えてきた際にも、大貫仁右衛門・久保田丈作・石川清九郎・駒場宇門次・大貫甚左衛門の5人で対策を協議している⁸¹⁾。この5人が南摩氏家来筋の系譜を引く者であり、旧主への窓口としての立場を幕末期まで維持していたと考えることができる⁸²⁾。

以上より、戦国期の上南摩郷では、堀之内に居住する南摩氏の下に郷村の百姓が譜代衆として広く糾合され、南摩氏とより緊密な関係をもつ家来筋が、譜代衆の中核として、また、譜代衆と南摩氏とを仲介する役割を果たすという構図が存在したとまとめられる。

(3) 堀之内の機能

伊藤寿和は、上南摩郷などを対象とした堀之内の検討から、用水を媒介とする勧農機能は認められず⁸³⁾、堀之内は免租地・給分地としての意味を第一義とすると位置づけた⁸⁴⁾。しかし、堀之内を拠点とする小領主や村落社会にとっての、堀之内が免租地・給分地であることの意味は、必ずしも明確にされていない。本節では、堀之内を介した南摩氏と家来

筋や譜代衆の結合形態を明らかにすることにより、南摩氏やその旧臣たちにとっての堀之内の意義について検討し、堀之内という「内」の機能やその特性について考えてみたい。

譜代衆が南摩氏から預かった土地からは、耕作により生じる「浮所務」と呼ばれる収益と、売却された畑などの代金を運用する⁸⁵⁾ことにより生じる利息分が年々もたらされた。これらの収益は、毎年譜代各人が持高に応じて分け取っており、これを「所務割」と称していた⁸⁶⁾。御名田の管理は、単なる旧主に對する無償の奉仕ではなかったといえる。

所務割が持高を基準に行われたことは、持高の大小によって配分比率が異なることを意味している。御名田の面積やその耕作状況が、各譜代の持高とは直接結びつかないものであったため、所務割は譜代衆の間で争いが生じる火種となり、近世中期にはそれが表面化している。

一、郷金之儀先祖より只今ニおゐて拙者共中間年寄立会割申候様ハ、石高ニ割惣御譜代之者ニ為取申候、只今拙者共奉存意趣ハ、御軍役之儀世間一同軒役ニ御座候間、其通軒役ニ為取可申かと相談申候得共、曾て合意不仕候、然ハ旦那様御下知をうけ割合可申やと申断候へハ、如何様之所存御座候哉、芳輩共斗立会前方之通割致候、

これは、御名田の管理をめぐる譜代衆間の争論に関する史料の一部である⁸⁷⁾。ここで最も注目されるのは、高割りに反対して軒割りを主張する際の根拠であり、「御軍役」は一般的に軒割りであるから、所務割も軒割りで行うべきだとの主張が成されている。すなわち、御名田の所務割の権利は、譜代衆が軍役を勤めることへの反対給付であるとみなされていたのである。同じ史料中に、「先年殿様訴状差上候節御名田預り罷在候、自然御軍役御用之節は無滞可相勤連判差上申候御事」と

あることから、譜代衆とは単に南摩氏の支配下にある百姓であるというだけではなく、南摩氏に対して軍役を勤める存在であり、それが堀之内の御名田と対応する役負担であったことがわかる。

「郷金」と呼ばれた売却代金の運用方法など、近世以降の南摩氏他出後に成立した制度も存在するが、譜代衆の負担する軍役が、上記史料作成当時の上南摩村の領主に対してではなくあくまで南摩氏に対する役負担とされていること、また、軍役という概念が近世に入って新たに導入され、こうした関係が南摩氏が在所から離れた後で新たに構築されたものとも考えにくいことから、堀之内御名田と譜代衆による軍役負担の関係自体は、南摩氏が上南摩に在住した近世以前に成立していたと考えるのが自然であろう。

伊藤寿和が堀之内の本質を免租地・給分地と考える根拠となっていた「茂木家臣給分注文」に、茂木氏に対して軍役などを果たすための給分の単位として「堀之内」があらわれる意味も、上南摩郷の事例と照らし合わせると一層明確になる。なぜなら、堀之内の御名田が軍役を捻出するための耕地であり、具体的にはそこからの浮所務によってその軍役が担われていたと考えられるからである。この意味で、堀之内を介した譜代衆との軍役負担関係の創出（被官化）こそ、南摩氏などのこの地域における小領主が軍事力をもつための源泉であったと考えられる⁸⁸⁾。

菅田慶恩は、出羽国慈恩寺領における在家の諸役負担と在家田畠との関係についての分析から、特定の公事がかかる役田の存在について言及している⁸⁹⁾。中世後期に在家田畠の売買が盛んに行われた慈恩寺領では、一定の公事が指定されている耕地では公事を付して売買・譲渡され、公事が課せられていない耕地ではその旨が売券に記載されて売買が行われた。加えて、菅田は、農民達が在家役を忌避し、諸役のかからない田畠のみを所持して

年貢のみを納入しようとする傾向があったことを指摘している。中世、あるいは近世においても、諸役がかかる耕地（給免田・公事免地）とそうでない耕地（年貢地）が在地において明確に区別されている事例は決して特殊なものではなく⁹⁰⁾、屋敷と耕地が結合した村落内地域単位によって構成される郷村における公事諸役の賦課・負担のあり方の一原則であったと考えられる⁹¹⁾。こうしてみると、上南摩郷における堀之内御名田と軍役の関係も、特定の耕地と役負担が対応する原則の一事例として位置づけられるものであろう。

堀之内はそこに居住する者が、郷内を統轄する領主として果たすべき特有の役割を軍事という形で担うために資する耕地が存在する「内」であったと位置づけることができる。また、それは軍役を媒介に、郷内の百姓を御譜代として糾合する役割を果たすものであった。この点が、その他の「内」と異なる堀之内の大きな特徴となっているのである⁹²⁾。

上南摩郷の堀之内は、中近世移行期に堀之内御名田という特定の土地を媒介とした役負担体系が、武士として在所を離れた南摩氏と旧臣との合意という固有の事情の下で存続した事例であり、そのことは、寛文3年検地においても南摩氏御名田が個人名ではなく「堀之内」と名請けされたことに端的に示されている。しかし、こうした事例は他の堀之内全般に当てはまるものではない。酒野谷郷をはじめ、多くの堀之内は、領主が帰農あるいは退転し、軍役と対応した給免田としての性格を失うとともに、他の「内」と同様に、ある区画を示す地名としての意味のみを残していくことになるのである⁹³⁾。

V. おわりに

本稿では、東国における歴史的な村落内地域単位の一事例として下野国大芦川流域における「内」に着目し、その様相を検討することにより、対象地域における近世以前の村落

景観と近世村落への展開過程を明らかにすることを試みた。

対象地域において、「内」の呼称は現在では地名、屋号や集落名として一部が残存しているに過ぎないが、酒野谷地区では中世末期から近世初期にかけて郷鎮守の宮座の構成単位であったことが確認され、屋敷と耕地が結合した農業経営単位としての「内」の姿が浮かび上がってきた。近世以前の酒野谷郷は、こうした性格をもつ「内」の連合体としての内実を保っており、郷域に「内」が散在する集落景観を呈していたと考えられた。

近世以降、「内」は大きく変容し、その内実はおろか呼称さえ多くは消え去ることになる。「内」の変質を促した要因として、近世初期における兄弟間の分割相続を契機とした分家創出にともなう「イッケ」の形成があった。「イッケ」の成長による「内」の拡散・再編のなかで新たな生活組織である坪が誕生し、「内」は村を構成する基本単位としての性格を失っていった。さらに、旧下南摩郷域において顕著な現象として検出された宿集落の形成も、「内」を郷村の基本的な構成単位とする時期に特徴的であった散居の集落景観に大きな変化をもたらすものであった。耕地の再編成と連動しながら進展したと考えられる集村化は、独立した集落域や用水によって機能的に統合された耕地群を生みだし、「内」の景観や地名を消滅させたと考えられた。

また、主に上南摩郷を事例に、郷を支配領域とする戦国末期の小領主の「内」であった堀之内の機能を検討し、その特質の解明を試みた。南摩氏が領主としての地位を失った後も、堀之内の旧態の維持に努めた譜代衆とは、南摩氏に対して軍役を負担する存在であり、それは堀之内の南摩氏御名田と結びついた役負担であった。これより、堀之内御名田は、南摩氏が軍役という形で支配領域内の譜代衆を糾合・使役するために充てられる耕地としての性格を有するものであったと考えられ

た。堀之内は、郷の領主が軍事力を創出・維持するために不可欠の存在であり、郷の領主としての役割を、譜代衆を動員することによって果たすための耕地を擁する「内」であったと考えられるのである。

本稿では、中近世移行期における「内」の様相とその変質過程の素描に止まり、個々の「内」の詳細な景観復原にまでは至らなかった。本稿で示したように、中世における微小地域単位である「内」は、現在の村落景観や社会組織に直接的に継承されているものではない。従って、中世における「内」のより明確な姿を提示するためには、様々な地域を対象に、段階的な復原作業を行なう事例研究の蓄積が不可欠である。

また、対象地域における「内」は、菅田慶恩が提示した、特定の耕地との結びつきを強め、農業経営体として内実を備えた田在家に該当する村落内地域単位であると考えられた。事例研究の蓄積により、「内」の実像を把握し、「内」として囲い込まれた土地と、それを基盤とする人間の関係をさらに詳細に検討していくことは、史料上にあらわれる年貢諸役賦課単位としての村落内地域単位の姿が、その全体像のいかなる側面を示すものであるのかを明らかにすることにもつながるものであり、村落内地域単位の中世的な特徴を提示することにも結びつくと思われる。軍役という形で「内」の耕地と人間との結びつきがあらわれた堀之内の事例や、中世的な諸役負担のあり方が存続することにより、それを担う耕地と人間との関係が残存したために、その単位としての在家も他地域と比較して旧態を留めた寺社領在家の事例はその手がかりとなるものであり、これらの事例を特殊なものとして捉えるばかりでなく、中世における村落内地域単位の一側面として一般化していくことが必要であると思われる。これらの検討についても、今後の課題としたい。

(大東文化大学)

〔付記〕

本稿の作成にあたり、筑波大学歴史・人類学系の石井英也先生、元筑波大学歴史・人類学系の田中圭一先生には貴重なご助言をいただきました。現地調査の際には、鹿沼市史編さん室の皆様をはじめ、酒野谷地区・南摩地区の多くの方々にご協力いただきました。また、大東文化大学経済学部の岩澤勝彦先生には英文要旨を校閲していただきました。上記して厚く御礼申し上げます。

〔注〕

- 1) 柳田国男「垣内の話」、民間伝承12-8・9, 1948。直江広治「垣内の研究」、史学研究6, 1958。
- 2) 水野章二「平安期の垣内—開発と領有—」、史林65-3, 1982。
- 3) 菅田慶恩『東国在家の研究』、法政大学出版局, 1977。
- 4) 代表的研究としては、小山靖憲「東国における領主制と村落—上野国新田荘を中心に—」『中世村落と荘園絵図』、東京大学出版会, 1987, 81~101頁があげられる。
- 5) 谷岡武雄「天竜川下流域松尾神社領池田荘の歴史地理学的研究」『歴史地理学』、古今書院, 1979, 85~123頁。
- 6) 長井政太郎「開拓過程の歴史地理学的研究—鬼面川扇状地を例にして—」、『開発の歴史地理』、歴史地理学紀要7, 1965, 5~23頁。
- 7) 岡村光展「扇状地における近世の散居集落—近世初期における村落構成と家系の復原的研究を中心に—」、人文地理学43-4, 1991, 1~23頁。
- 8) 木村礎編著『村落生活の史的研究』、八木書店, 1994, 273~316頁。
- 9) 原田信男『中世村落の景観と生活—関東平野東部を中心として—』、思文閣出版, 1999, 165~184頁。
- 10) 田中達也「戦国期における開発と村—榛澤郡荒川村を事例として—」、歴史地理学調査報告6, 1994, 1~16頁。同「戦国期越後における集落形成—北越後色部氏領における牧目村を事例として—」、人文地理48-2, 1996, 1~21頁。
- 11) 田中達也「山間地域における近世村の成立過程—秩父郡阿熊村を中心にして—」、歴史地理学164, 1993, 20~32頁。岡村治・田中達

- 也・滝野規子「集落と耕地の景観－銚子市大字八木を事例として－」, 歴史地理学調査報告8, 1998, 75～96頁。
- 12) 坪や垣内など, その他の村落内地域単位について検討するなかで, 「内」にも言及した研究としては海野勉編『中世都市・集落における居住形態に関する研究』, 財団法人新住宅普及会・住宅建設研究所, 1987, 68頁や, 山口弥一郎『集落の構成と機能－集落地理学の基礎的研究－』, 文化書房博文社, 1967, 40～44頁があげられる。
 - 13) 伊藤寿和「下野国における戦国期から近世期の『堀之内』に関する基礎的考察－鹿沼市を中心にして－」, かぬま－歴史と文化－2, 1997, 44～69頁。同「中世東国の『堀之内』群に関する歴史地理学的研究－北関東を事例として－」歴史地理学40-1, 1998, 63～80頁。
 - 14) 小山靖憲「鎌倉時代の東国農村と在地領主制－常陸国真壁郡を中心にして－」『中世村落と荘園図説』, 東京大学出版会, 1987, 112～154頁。
 - 15) 峰岸純夫「東国武士の基盤－上野国新田荘－」『中世の東国－地域と権力－』, 東京大学出版会, 1989, 71～98頁。
 - 16) 橋口定志は, 灌溉機能を有する水堀が出現するのは14世紀末のことであると, 中世前期における堀之内の勸農機能を否定している(橋口定志「中世方形館を巡る諸問題」, 歴史評論454, 1988, 46～57頁, 同「中世東国の居館とその周辺」, 日本史研究330, 1990, 70～97頁)。
 - 17) 鹿沼市誌料刊行会編『鹿沼市旧町村郷土誌集成 下』, 鹿沼市誌料刊行会, 1992, 33頁。
 - 18) 近辺に存在する落合神社(星ノ宮)は, 酒野谷郷を含むさらに広大な地域単位である旧大芦郷の惣鎮守と位置づけられ, 地区を越えた信仰圏をもつが, 地区内部における求心力はもっていない(前掲17) 32頁)。
 - 19) 岩瀬清「稲荷社の祭座」, 鹿沼史林2, 1955, 41～48頁。
 - 20) 高山輝雄家所蔵文書。
 - 21) 高牧實「関東における草分百姓の座居と宮座」『宮座と村落の史的研究』, 吉川弘文館, 1986, 410頁。
 - 22) 森田浩充家所蔵文書。
 - 23) 鹿沼市史編さん委員会編『鹿沼市史 資料編 近世 I』, 鹿沼市, 2000年, 488頁, 「稲荷祭礼座居証文之事」, 享保5年(1720)。
 - 24) 文禄期における同前内と岡之内の座人の系譜を引く家は屋敷の移転を経験しており, 図2では旧屋敷地と移転後の場所を示している。また, 中根内も, 座人の系譜を引くとされる家の所在地と「中根」地名とが離れており, この家も移転を経験した可能性がある。
 - 25) 大芦川はかつて山麓末端部に位置する円明寺の前を流れていたという言い伝えがあり, 旧河道にあたる場所では掘ると砂利が出るという。また, 円明寺の前には「川原子」「下川原子」という小字も存在する。
 - 26) 近世においても, 酒野谷地区やその周辺の地域で大芦川の流路は度々変化しており, それ境界をめぐる両岸の村落間の争いの火種となっていた(前掲23) 479～480, 657～659, 685～686頁)。
 - 27) 前掲12)。
 - 28) この検地帳には, 地目が記載されていない耕地が一部存在する。
 - 29) 文禄3年の検地帳では, 名請人総数は49名, うち屋敷名請人は35名, 屋敷数42筆であった。宮座の座人は, 勘ヶ由・豊後・市之助・与右衛門の4名以外は屋敷を名請けしている。また, 屋敷名請人のなかでも, 15名は屋敷を名請けするのみで耕地は名請けしていない。これより, 文禄期には既に小百姓の自立が進行しつつある状況を窺い知ることができ, 当時の実際の村落構成は宮座書上にみられるよりも複雑なものとなっていたと考えられるが, そのなかでも, 宮座の座人は, 鎮守祭祀に関わる特権を有した戦国期以来の郷村の主要メンバーであったと位置づけられよう。
 - 30) 前掲3) 105～106頁。
 - 31) 前掲23) 494頁, 「乍恐以書付を申上候事」, 明暦4年(1658)。
 - 32) 「ムットウ」の構成員は, 近世には17軒でほぼ固定されていたが, 明治以降座人数が多少増加している(前掲19) 43頁)。
 - 33) 前掲23)。
 - 34) 高山氏側では, 田野井家と座居を分割したことについて, 田野井家に岡之内の屋敷の地所を売った際に, 屋敷地につく座居の権利も分け譲ったと伝えている。高山源兵衛の末裔である高山輝雄家は, 現在は「岡之内」ではな

- く「原」に屋敷があり、屋敷移転の理由として、大芦川を利用した筏流しに従事するためであったと伝えている。
- 35) 宇都宮大学民俗研究会編『酒野谷の民俗』, 1982, 71頁。
- 36) 高山輝雄家所蔵文書, 「奉納神明御宝前」, 文政9年(1826)。
- 37) 前掲19) 42頁。
- 38) 前掲35) 9頁。
- 39) 現在の区や班は、坪を継承する形で編成されたものである。
- 40) 酒野谷には、天保4年(1833)の「御前帳 銘々名寄 原坪」(高山輝雄家所蔵文書)という史料が残存しており、坪が在地の行政単位としても機能していたことがわかる。
- 41) 下酒野谷の東坪は宿坪とも呼ばれていた。
- 42) 酒野谷に存在する大門姓は2つのイッケを構成しており、それぞれ上大門・下大門と称している。なお、下大門イッケの総本家は、同前内の座人大門民部の末裔である。
- 43) 大門政弘家所蔵。
- 44) 「内」のイッケへの吸収の事例として、他に代之内や代官内があげられる。代之内の座人であった亀田家は「明戸」に居住する橋本家に吸収されて、姓を橋本に改めたと伝えられている。なお、「明戸」の橋本家は宝暦の書上に代官内の座人の1人として記載される橋本彦右衛門の系譜を引く家と考えられる。また、同じ書上に記載される文挟彦八家も、亀田家と同じく橋本家に吸収されたと伝えられている。
- 45) 阿久津富彦家所蔵文書, 「野州都賀郡下南摩領水帳」, 文禄3年(1594)。
- 46) 現在小字として残る「内」地名は、西沢の「桧木内」「竹ノ内」「熊ノ内」「猿小路(さるこうち)」「御座内」「宮内」「長内」「脇ノ内」, 新田の「大内」「円明内」「甲州内」, 油田の「竿内」である。
- 47) 下南摩郷域に存在する勝願寺の過去帳には、「慶長五年 本田ノ住 彦七郎妻」という記載があり、慶長期には既に本田と新田とが区別されていたことがわかる。
- 48) 前掲17) 315頁。
- 49) 阿久津富彦家所蔵文書。この検地帳は、文禄期以降では旧下南摩郷域で唯一残存するものである。
- 50) 前掲17) 325頁。なお、近世初期には九右衛門・七右衛門ともにそれぞれの村の名主を勤めていた。
- 51) この「西沢」は、西沢村とは異なり大宇油田地内の通称地名である。
- 52) 事例をあげると、阿久津家は宿集落東方に位置する小河谷である東沢より移転したと伝え、新宿の青木家は、勝願寺西方の山麓部に位置する中ノ宮より移転したと伝えている。
- 53) 新田・油田両村の範囲内に残存する数少ない「内」地名は、「大内」を除いていずれも散居地域の屋敷地帯に存在する。
- 54) 西沢村は新堀の受益地域外である。
- 55) 文禄3年の検地帳には、これらの用水と関わるものと思われる「関口」「せきめん」という地字が記載されている。
- 56) 文禄3年の検地帳においても、左京助は「堀之内」を3町余名請けしており、名実ともに「堀之内」が左京助の「内」であったことを物語っている。また、左京助は、屋敷を6筆名請けするという、他の名請人にはみられない特徴を有している。
- 57) 曹洞宗加園興源寺末。
- 58) 鹿沼市史編さん委員会編『鹿沼市史 前編』, 鹿沼市役所, 1968, 672頁。
- 59) 前掲13), 歴史地理学187, 1998, 70頁。
- 60) 酒野谷と同様、近世初期に上・下日向村に分郷している。
- 61) 下南摩郷は現在では「堀之内」の場所は確認できないが、文禄3年(1594)の「野州都賀郡下南摩領水帳」(阿久津富彦家文書)に「堀内」地名の記載がある。
- 62) 前掲58) 149頁。
- 63) 松楽寺文書, 「鶴峯山史略考」。
- 64) 前掲58) 133~134頁。
- 65) 前掲58) 135頁。戦国末期、対象地域は後北条氏や佐竹氏といった戦国大名の侵攻にともなう合戦の舞台となった。例えば、元亀4年(1573)には佐竹氏が南摩に侵攻し、皆川氏の軍勢との間で合戦に至っている。また、天正元年(1573)の後北条氏の進出に際して、壬生氏は南摩城や西方城(都賀郡西方町)を拠点に後北条氏と対峙した(鹿沼市史編さん委員会編『鹿沼市史 資料編 古代・中世』, 鹿沼市, 1999, 286~287・290頁)。
- 66) 戦国末期の上南摩郷は、近世にはそのまま上

- 南摩村に継承された。
- 67) 前掲58) 139頁。
- 68) 前掲13)。
- 69) 前掲23) 624～626頁、「乍恐以書付御願申上候事」、正徳3年(1713)。
- 70) 前掲23) 626～627頁、「乍恐以書付御訴訟申上候御事」、正徳3年(1713)。
- 71) 前掲69)。
- 72) 前掲70)。
- 73) その後、山城が存在する瀧沢山・堀之内山は寛文8年(1668)に、堀之内の畑屋敷山は改めて享保9年(1724)に、南摩氏御用の節は請返すという約束の下で売却されている。前掲23) 622頁、「永代ニ買申山之事」。
- 74) 前掲13)。
- 村内の主要な百姓が連判した元禄期の史料と対照すると、上南摩村の最も奥に位置する集落である笹の越路から西沢村寄りに位置する芦の沢まで、譜代衆の居住地は村の全域に分布している。
- 75) 前掲23) 630頁、「売渡シ申証文之事」、享保9年(1724)。
- 76) 前掲23) 628～629頁、「取替証文之事」、享保2年(1717)。
- 77) 前掲23) 627～628頁、「名主兵蔵持高之覚」、享保2年(1717)によると、家来筋の一員である大貫兵蔵の場合、32石5斗3升の持高のうち26石が除かれていた。
- 78) 戦国期に那須氏の領地であった下野国那須郡烏山領興野村でも、近世以降も那須氏給人筋の由緒をもって4人の百姓の役負担が一部免ぜられていた(栃木県史編さん委員会編『栃木県史 通史編4 近世一』栃木県、1981、391～393頁)。
- 79) 前掲69)。
- 80) 大貫家は、堀之内を管理するために村内の芦の沢から移転したと伝えられている。
- 81) 大貫哲良家所蔵文書、「南摩家帰農当時大貫家トノ関係書類」、大正15年(1926)。なお、5人のなかで大貫甚左衛門が大貫兵蔵の後裔にあたる。
- 82) 家来筋と考えられる5軒の屋敷は、他の譜代衆が郷域にほぼくまなく分布するのは異なり、郷域のほぼ中央部に位置する梶又に住居する駒場家を除いて、堀之内の周辺に集中していた。また、やはり駒場家以外は、「家来筋」の一員である石川氏が開基したと伝えられ、堀之内に隣接する宝城寺に墓地が存在している。
- 83) 寛文2年上南摩村検地帳において、「堀之内」と名請けされている7反8歩の耕地は全て畠であった。
- 84) 前掲13)。
- 85) この金は「郷金」と呼ばれ、村中に貸し付けられた。
- 86) 前掲69)。
- 87) 前掲69)。
- 88) 注78)で紹介した興野村の給人筋百姓も、「御城内万一之儀御座候は、罷出、隨身之働可仕」と、諸役免除を軍役の反対給付として位置づけていた(栃木県史編さん委員会編『栃木県史 史料編 近世四』栃木県、1975、399頁)。
- 89) 前掲3) 241～242頁。
- 90) 一例をあげると、応安2年(1369)の武蔵国足立郡大窪郷地頭方三分一田畠注文では、各名の耕地は年貢が課せられる耕地と諸公事負担に対応する公事免とに分けられていた(埼玉県『埼玉県史 資料編5 中世1』、埼玉県、338～343頁)。また、近世においても、名主・年寄役に対応する田地が存在し、これらの耕地の譲渡にともなう名主・年寄役が移る事例をみることが出来る(春日部市教育委員会社会教育課市史編さん室編『春日部市史 第三巻 近世史料編V』、春日部市、1990、313～314、610～613頁)。
- 91) こうした役負担のあり方は、必ずしも中世東国特有のものではない。西国における中世の代表的な村落内地域単位である名と荘園の祭礼との関係を研究した藤井昭は、名を構成単位とする宮座の席は必ずしも家に相伝されるのではなく、御当田の所有関係により決定されることを明らかにしている(藤井昭「荘園と名の祭り」『中世の風景を読む 第六巻 内海を躍動する海の民』網野善彦・石井進編、新人物往来社、1995、115～152頁)。このことは、名主の系譜を引き代々宮座に参加していた家であっても、御当田を譲渡してしまうと御当主としての資格を失うことを意味している。この事例も、村落内地域単位の構成要素として困り込まれた特定の耕地と役負担が分かち難く対応し、村落内地域単位が諸役賦課単位としてあらわれた一事例として位置づ

けられる。

- 92) 南摩氏御名田が果たした役割を勘案すると、南摩氏と同様の特権を有した「家来筋」は、独自の軍役捻出地を南摩氏から保証され、それを作り取りすることにより領主南摩氏に対して軍役などの役目を果たす存在であったと考えられる。また、5軒のもつ色成免除地と堀之内御名田との差異は、郷内百姓との関わりが前者には認められないところにある。
- 93) 文禄3年の下南摩郷検地帳では、「堀内」の

畑6町5反9畝23歩のうち、3町8反7畝19歩が「ゆやめん」として名請けされ、それ以外は個人名請けとなっている。下南摩郷の場合、堀之内の耕地の一部が、対応する役の内容を変化させながらも、免田としての性格を維持したと考えられる。この検地帳には「白銀免」など多くの役免地名が記載されているが、その耕地のほとんどは個人名請けであり、やはり役免田としての性格は喪失して地名化したと考えられる。

The transformation process of the small regional unit of village
from the last years of the Medieval Period to early modern Japan :
A case study of *Uchi* in the Oashi and Nanma River basin at Shimotuke.

Tatsuya TANAKA

This study examines the landscape of village in the last years of the Medieval period and the transformation process to modern village, through an analysis of *Uchi*, a small regional unit of village, in the Oashi and Nanma River basin at Shimotuke.

According to the case study of Sakenoya *gou*(the medieval village), this *gou* consisted of 16 *Uchi* and several *Uchi* were scattered there. *Uchi* was the ritual unit of the village shrine and the farm managerial unit combined of arable land and premise. This case made it clear that the community of the *gou* was formed by the social union of *Uchi* in the last years of the Medieval period.

From the early Edo era, *Uchi* changed in appearance, and many of them lost not only their function but also their name in this area. One of the factors underlying of this change was the appearance of *Ikke* (consanguineous group), which was caused by the distributive inheritance among the family which owned *Uchi*. This phenomenon promoted the establishment of a new territorial association (*Tsubo*), and *Tsubo* had supplanted *Uchi*. Another factor was the construct of new settlement (*Syuku*). In Shimonanma *gou*, many of premises were concentrated in *Syuku*, with the advent of water system for irrigation and the redevelopment of field from the last years of the Medieval period to the early Edo era. In this case, the disappearance of the substance and even the name of *Uchi* resulted from a clear separation of the settlement area and the field area.

Besides, this study attempts to clarify the specificity and the function of *Horinouchi*, which is the famous *Uchi* owned by the load of *gou* in the late of Medieval period. According to the example of Kaminanma *gou*, Nanma family lived in *Horinouchi* of Kaminanma *gou* and ruled that *gou* until the end of the Sengoku period. After Nanma family lost the position as the load of the *gou* and left there, his retainues still maintained the old order of *Horinouchi* as before. Because, they had the interest to acquire products from *Gomyoden* (Nanma family's field in *Horinouchi*), in return to which they bore the duties as laborers engaged in military action for Nanma family. That is to say, the field in this *Uchi* existed for the load of *gou* in order to employ his retainues.